

議案第32号

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料等の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、  
本案を提出する。

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立健康増進・交流施設条例（平成24年3月世田谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、別表第4又は別表第5」を「又は別表第4」に改め、同項ただし書中「及び運動室の午前9時から午後5時までの利用」を削る。

別表第2会議室Aの項及び会議室Bの項中「1,040円」を「1,350円」に、「700円」を「910円」に改め、同表会議室Cの項中「670円」を「870円」に、「450円」を「580円」に改め、同表会議室Dの項中「240円」を「310円」に、「150円」を「190円」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	3,610円
	日曜日、土曜日及び休日	4,260円
午後1時30分から午後5時まで	平日	5,580円
	日曜日、土曜日及び休日	6,570円
午後6時から午後10時まで	平日	8,170円
	日曜日、土曜日及び休日	9,780円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	3,610円
	日曜日、土曜日及び休日	4,260円
午後1時から午後3時まで	平日	2,790円
	日曜日、土曜日及び休日	3,280円
午後3時30分から午後5時30分まで	平日	2,790円
	日曜日、土曜日及び休日	3,280円
午後1時から午後5時まで	平日	5,580円
	日曜日、土曜日及び休日	6,570円

午後6時から午後10時まで	平日	8,170円
	日曜日、土曜日及び休日	9,780円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1日	大人	570円
		子ども	250円
		高齢者	250円
		障害者	250円
午後6時から午後10時まで	平日	1,400円	
	日曜日、土曜日及び休日	1,400円	

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1回	大人	570円
		子ども	250円
		高齢者	250円
		障害者	250円
午後6時から午後10時まで	平日	5,960円	
	日曜日、土曜日及び休日	5,960円	
附帯設備（温水シャワー室）	1回5分以内	100円	

別表第3備考に次の1号を加える。

4 この表において「子ども」とは、18歳以下の者をいう。

別表第4備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	5,410円
	日曜日、土曜日及び休日	6,390円
午後1時30分から午後5時まで	平日	8,370円
	日曜日、土曜日及び休日	9,850円

午後6時から午後10時まで	平日	12,250円
	日曜日、土曜日及び休日	14,670円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	5,410円
	日曜日、土曜日及び休日	6,390円
午後1時から午後3時まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,920円
午後3時30分から午後5時30分まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,920円
午後1時から午後5時まで	平日	8,370円
	日曜日、土曜日及び休日	9,850円
午後6時から午後10時まで	平日	12,250円
	日曜日、土曜日及び休日	14,670円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1日	大人	850円
		子ども	
		高齢者	
		障害者	
午後6時から午後10時まで	平日	2,100円	
	日曜日、土曜日及び休日	2,100円	

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1回	大人	850円
		子ども	
		高齢者	
		障害者	
午後6時から午後10時まで	平日	8,940円	

	日曜日、土曜日及び休日	8,940円
附帯設備（温水シャワー室）	1回5分以内	100円

別表第4備考に次の1号を加える。

4 この表において「子ども」とは、18歳以下の者をいう。

別表第5を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定（「、別表第4又は別表第5」を「又は別表第4」に改める部分に限る。）及び別表第5を削る改正規定は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2から別表第4までの規定は、令和7年10月1日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。